

西尾市都市計画審議会会議録

開催日時 令和3年10月27日（水）
午前10時00分～午前10時30分

場 所 西尾市役所2階 22会議室

議 題 議案第1号 西三河都市計画生産緑地地区の変更（西尾市決定）について

出席委員 神谷雅章 大河内博之 松井晋一郎 大塚久美子
黒柳和義 内藤幸子 齋藤種治 朝岡市郎 手島とし子
外山好一 高須ゆき江 梅本雄司 稲垣芳樹 岩月康男
春日井文良

欠席委員 なし

事務局 都市整備部長 吉田修二
都市整備部技監 石原健司
都市計画課長 高須清和
都市計画課 課長補佐 青山 光
主 査 坂部 一

公開の有無 公開

傍聴人数 なし

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>(開会) 午前10時00分</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第2回西尾市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、事務局を務めさせていただきます西尾市都市整備部長の吉田でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>また、本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため手指消毒、マスク着用などのご協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本審議会については、感染防止対策を徹底して開催してまいります。よろしくお願いたします。</p> <p>議事に入る前に、西尾市都市計画審議会委員の委嘱についてご連絡をさせていただきます。</p> <p>この7月において委員の変更がございましたので、ご紹介させていただきます。</p> <p>西尾市議会議長の神谷雅章様、同じく副議長の大河内博之様、同じく企画総務常任委員会委員長の松井晋一郎様、同じく経済建設常任委員会委員長の大塚久美子様のご4名でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、会長の選任を行います。</p> <p>会長の選任については、前会長が市議会議長の任期満了のため委員を辞職しておりますので、新たに会長の選任を行うものです。</p> <p>西尾市都市計画審議会条例第4条第1項で会長は審議会委員のうちから、委員の選挙によって定めるとありますので、立候補される方は挙手をお願いします。</p> <p>立候補される方がお見えになりませんので、別の方法により選出したいと思います。</p> <p>西尾市都市計画審議会運営要綱第2条第4項により指名推薦の</p> |
|-----|---|

| | |
|-----|---|
| | 方法により決定してよろしいでしょうか。 |
| 委 員 | 異議なし |
| 事務局 | どなたかを推薦していただけないでしょうか？ |
| 委 員 | 市議会議長さんを推薦します。 |
| 事務局 | 市議会議長との声がありましたがよろしいでしょうか。 |
| 委 員 | 異議なし |
| 事務局 | 異議なしの声がありましたので、会長には、市議会議長の 神谷雅章様にお願いします。 神谷様、正面中央の会長席へお願いいたします。 続きまして、会長から挨拶をお願いいたします。 |
| 会 長 | ただいま、会長に指名を受けました神谷でございます。推薦とい うことですので、会長を務めさせていただきます。 皆様のご協力により、会議がスムーズに進行いたしますことを お願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。 |
| 事務局 | ありがとうございました。 これより、議題に入らせていただきますが、「西尾市都市計画審 議会条例第4条第2項で会長が議長となる。」となっておりますの で、ここからは会長に議事進行をお願いいたします。 |
| 会 長 | それでは、議長を務めさせていただきます。 ただ今の出席者は委員定数15名のうち、15名全員出席され ており、審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立 しておりますのでご報告をさせていただきます。 議事に先立ちまして、審議会運営要綱第6条第1項において 「審議会の会議については、議事録を作成し、議長の指名した委員 2名が、これに署名するものとする。」と規定されておりますの |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>で、会議録署名委員を指名したいと思います。</p> <p>会議録署名委員に松井晋一郎委員、外山好一委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、資料に基づきまして議題に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号 西三河都市計画生産緑地地区の変更(西尾市決定)について、事務局より説明を求めます。</p> <p>都市計画課長の高須でございます。座って説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号 1ページをご覧ください。</p> <p>西三河都市計画生産緑地地区の変更の提案理由としましては、市街化区域内に存します農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定していますが、同法第14条の規定による生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの、土地区画整理事業の仮換地に伴うもの、面積要件を満たさなくなったもの及び公共施設の敷地に供されたものについて、一部区域を変更するものです。</p> <p>2ページをご覧ください</p> <p>都市計画変更後の生産緑地地区面積は、約56.0ヘクタールとなります。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>『生産緑地地区の変更理由書』でございます。</p> <p>「4. 生産緑地地区の都市計画変更の主な理由」としましては、①から⑦までございまして、「5. 今回の都市計画変更の理由と内容」に、理由番号ごとに、面積及び団地数をまとめてございます。</p> <p>4ページ、5ページをご覧ください。</p> <p>生産緑地地区の変更状況でございます。</p> <p>上段の表は、全体の団地数と面積について、変更前・後の数値を示したもので、団地数が14団地、面積が約2.5ヘクタール減少となっております。</p> <p>下段の表は、変更面積等を団地ごとにまとめた箇所別調書で、除外の</p> |
|-----|---|

理由として多いのは「主たる農業従事者の死亡、主たる従事者の故障」によるものです。

続きまして、変更する生産緑地の箇所について、ご説明いたしますので6ページからの図面をご覧ください。

表示している一団番号が今回の変更団地となり、変更する団地は、図面の中に青マルで囲ってあります。図面右下の凡例でございますが、市街化区域境界線は赤線、既存の生産緑地地区は緑色で着色、除外する生産緑地地区は黄色で着色しております。

7ページをご覧ください。図面右下の凡例にありますように土地区画整理事業の仮換地により指定する生産緑地地区は赤色で着色し、新しい一団番号を赤字にて表示しています。このように、今回変更する生産緑地の箇所を示したものが6ページから8ページまでの図面となります。

続きまして、区画整理事業に伴う団地変更と、団地の一部除外に伴う団地変更について説明します。9ページの図面をご覧ください。こちらの図面は先程説明させていただいた7ページの青マルAの詳細図となります。こちらの生産緑地については、西尾国森土地区画整理事業による仮換地に伴い、図面中央やや右下の黒数字で記載のあります一団番号112-11、112-6、112-7を新しい一団番号112-18に付け替えをします。

10ページをご覧ください。7ページの青マルBの詳細図となります。こちらの生産緑地については、図面中央右側の黒数字で記載のあります一団番号109-54の一部除外に伴い残った生産緑地が面積要件を満たさなくなり、隣接する一団番号109-55に付替えをします。

11ページをご覧ください。7ページの青マルCの詳細図となります。こちらの生産緑地については、西尾寺津飛越狐塚土地区画整理事業による仮換地に伴い、図面中央やや左の黒数字で記載のあります一団番号201-29と201-11の一部を新しい一団番号201-46に、一団番号201-11の一部とその左側の201-12を新しい一団番号201-47と201-48に、その上部の一団番号201-34の一部と区画整理区域外の一団番号201-34を新しい一団番号201-49に付替えをします。

12ページをご覧ください。8ページの青マルDの詳細図となります。こちらの生産緑地については、図面中央やや右側の一団番号56-5の一部

| | |
|------------|---|
| | <p>除外に伴い残った生産緑地が面積要件を満たさなくなり、隣接する一団番号 56-39 に付替えをします。</p> <p>最後に、13 ページをご覧ください</p> <p>西三河都市計画生産緑地地区の変更のスケジュールですが、本日の審議会に先立ちまして、県への事前協議を5月28日に行い、その回答を6月14日に受けております。その後、都市計画法第17条の規定に基づく変更案の縦覧を8月13日から27日まで行いました。この縦覧による閲覧者は0名で、意見書の提出はありませんでした。</p> <p>今後、本審議会の答申を受けまして、県知事との協議を経て12月中旬、都市計画変更の決定告示を行う予定であります。</p> <p>以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>議案第1号の説明は終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑をされる方は挙手をし、私からの指名を受けてから発言をお願いいたします。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>特に質疑もないようですので、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第1号を採決します。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>議案第1号について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p> |
| <p>会 長</p> | <p>異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり承認されました。</p> <p>本日、予定しておりました議題はすべて終了いたしました。これを持ちまして、議長の任を解かさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の「4 その他」であります。全体をとおして何か質問等はございますか。</p> |
| 委員 | <p>以前、この会議にて商工会議所の専務から提案があり、このような図面を用いて説明する際はプロジェクターを使用した説明の要望があり、その後、数回はプロジェクターを使用した説明を受けた覚えがあるが、プロジェクターでの説明は廃止されたのか。</p> |
| 事務局 | <p>以前、そのような話があったように思われますが、個別に資料を示しており、同じものを投影するという事で今回は行っておりませんが、皆さまが必要という事であれば次回から投影させていただきます。</p> |
| 委員 | <p>説明のとおりで良いが、図面を見ながらプロジェクターで大きく拡大したものと照らし合わせて見ると、西尾市の地域は広いため、よく委員さんも理解して頂けると思いますので、内部で調整してご検討をしていただきたい。</p> |
| 事務局 | <p>分かりました。なるべく委員の方に理解をして頂きやすい資料作成をしていく必要がありますので、その辺を含めまして次回から検討させていただきます。</p> |
| 委員 | <p>駿馬地区に従業員5000人規模のデンソーの工事が進んでいると聞いているが、環境状況が変わってくると思いますので完成予定はいつ頃か。又、道路網等の内容をお尋ねします。</p> |
| 事務局 | <p>駿馬瀬戸地区の詳細については具体的な回答が、こちらの部では出来ませんが、令和5年度に造成が完了し、工場を建設していくと聞いております。具体的に計画通り進むかという企業側の事になるので分かりませんが、今はそれを目指して企業庁が進めている状況です。</p> <p>道路状況等については、周辺道路を今回の開発に伴い交通量、</p> |

委員
事務局

従業員数も加味し、交差点等の渋滞状況を予測したうえで、それを分散できるような形で道路を整備するとか、安全対策で県道西尾吉良線を整備して頂いたりとかの対応していきたいと思っております。心配される渋滞が起こらないという事に関しては、起こらないとは回答出来ませんが少しずつ改善していきたいと思っております。

分かりました。ありがとうございました。

他にございませんか。

特に無いようでございますので、事務局から事務連絡をさせていただきます。

事務局より2点連絡させていただきます。

1点目は、本日の議事録を事務局にて作成後に、会議録署名委員に指名されました松井晋一郎委員、外山好一委員に署名をいただきに、お伺いさせていただきますのでよろしくお願い致します。

2点目は、次回の都市計画審議会の予定でございます。次回は令和3年12月23日（木）の午後2時より開催予定でございます。開催通知等については後日、郵送させていただきますのでよろしくご協力のほどお願いします。

予定しておりました内容は全て終わりましたので、これをもちまして、西尾市都市計画審議会を閉会させていただきます。

お疲れ様でございました。

（閉会）午前10時30分